

一般財団法人沖縄県剣道連盟事務局組織規程

(目的)

第1条 この規定は、一般財団法人沖縄県剣道連定款第49条に基づき、この法人の事業及び事務を円滑に執行するため、事務局の職員及び事務分掌等事務局の組織について定める。

(事務局の構成)

第2条 事務局に次の部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 行本部
- (3) 審査部
- (4) 審判部
- (5) 居合道・杖道部
- (6) 競技力対策部
- (7) 普及推進部
- (8) 医・科学部
- (9) 女子部

2 事務局に事務局長1名及び必要に応じ事務局次長・事務局員各1名を置くほか、各部に部長1名及び幹事1名ないし数名を置く。会長が必要と認めるときは各部に副部長1名を置くことができる。

3 事務局長、事務局次長、部長及び副部長は理事をもってあてる。

4 第2項の事務局長、その他の職員は会長が委嘱する。

(事務の統括)

第3条 事務局長は、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長が欠けたとき又は事務局長に事故があるときは、事務局長の職務を代行しまたはこれを代理する。

3 部長は、部の事務を掌理し、事務局次長が欠けたとき又は事務局次長に事故があるときは、事務局次長の職務を代行し又はこれを代理する。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときはその職務を代行する。

5 幹事は、部長の命を受けて、部の所掌事務を処理し、部長及び副部長を補佐する。

(事務の分掌)

第4条 事務局長及び各部の事務の分掌は、次のとおりとする。

(1) 事務局長

- ア 定款及び規則、規程等の制定改廃に関すること。
- イ 役員改選に伴う法人登記に関すること。
- ウ 理事会、評議員会及び常任理事会の資料作成に関すること。
- エ 理事会、評議員会の議事録作成に関すること。
- オ 予算、決算及び会計に関すること。
- カ 公益目的支出計画の作成
- キ 財産の管理及び処分に関すること。
- ク 永久保存文書等の整理保管に関すること。
- ケ 全剣連関係の諸報告に関すること。
- コ 加盟団体に関すること。
- サ 文書の受け取り、発送等の日常庶務に関すること。
- シ 表彰上申手続きに関すること。
 - ・全剣連、県、県体協、連盟その他の上申手続き
- ス 審査員選考委員会の事務に関すること
 - ・審査員名簿の作成，級位審査員名簿等の作成
 - ・選考委員会関係の全剣連への諸報告
- セ 理事会、評議員会及び常任理事会の開催通知に関すること
- ソ 会議場の確保（設営、撤去）
- タ 審議員会の開催通知及び諮問資料の作成に関すること
- チ 全国大会出場選手及び全国講習会の参加申込に関すること
- ツ 沖縄県に対する諸報告に関すること
- テ 県体協に対する諸報告に関すること
 - ・県体協の役員候補の選出（評議員、理事、強化担当、県体担当）及び報告
 - ・県民体育大会の開催場所、大会要項の報告
 - ・当該年度の事業計画及び収支予算の提出
 - ・前年度の事業報告及び収支決算書の提出
 - ・その他の報告
- ト 剣道の称号及び六段以上受審申込（全剣連）に関すること
- ナ 剣道の称号及び段（級）位の登録に関すること

(2) 総務部

- ア 祝賀行事の企画、実施、その他祝賀行事に関すること。
- イ 年末年始合同稽古の企画、実施、その他合同稽古会に関する

こと

ウ スポーツ安全保険に関すること

エ 連盟の一般的事項の広報に関すること

オ 総務部に属する文書の收受、作成、発送及び保管に関する
こと

カ 各種大会、講習会の会計事務に関すること

キ その他、他の部の所管に属しない事項に関すること

(3) 行事部

ア 当該年度事業計画書の作成、変更に関すること

イ 前年度の事業報告に関すること

ウ 剣道大会の企画、実施、その他の大会行事に関すること

エ 主管依頼事業に関すること

オ 中央伝達講習会、日本剣道形講習会に関すること

カ 本号に記載した事項の広報に関すること

キ 行事部に属する文書の收受、作成、発送及び保管に関する
こと

(4) 審査部

ア 剣道審査会及び予備審査の企画、実施その他審査に関する
こと

イ 審査会に伴う段位講習会の企画、実施に関すること

ウ 級位審査員講習会に関すること

エ 本号に記載した事項の広報に関すること

オ 審査部に属する文書の收受、作成、発送及び保管に関する
こと

(5) 審判部

ア 大会の審判の決定（審判長、副審判長、審判主任、審判員）

イ 審判員候補者名簿の作成

ウ 審判法講習会に関すること

エ 玉竜旗、九州ブロック国体審判員選考に関すること

(6) 居合道・杖道部

ア 居合道・杖道大会の企画、実施その他の大会行事に関する
こと

イ 居合道・杖道講習会の企画、実施、その他の講習会に関する
こと

ウ 居合道・杖道審査会及び予備審査の企画、実施その他の審査
に関すること

エ 居合道・杖道審査会に伴う段位講習会の企画、実施その他段位講習会に関すること

オ 居合道・杖道の称号及び六段以上受審（全剣連）申込の企画、実施に関すること

カ 居合道・杖道の称号及び段（級）位の登録に関すること

キ 居合道・杖道全国大会選手、講習会受講者の申込に関すること

ク 本号に記載した事項の広報に関すること

ケ 居合道・杖道部に属する文書の収受、作成、発送及び保管に関すること

(7) 競技力対策部

ア 全国大会選手選考会の実施に関すること

- ・国体少年男女、成年男女の選手選考会
- ・男女都道府県対抗剣道優勝大会選考会
- ・男女全日本剣道大会選考会

イ 県体協競技力向上対策補助金等に関すること

ウ 選手強化練習の企画、実施に関すること

エ 指導法講習会に関すること

オ 本号に記載した事項の広報に関すること

カ 競技力対策部に属する文書の収受、作成、発送及び保管に関すること

(8) 普及推進部

ア 少年剣道教室の普及推進に関すること

イ 生涯剣道の普及推進に関すること

ウ 小学・中学・高校剣道の普及活性化に関すること

エ 本号に記載した事項の広報に関すること

オ 普及推進部に属する文書の収受、作成、発送及び保管に関すること

(9) 医・科学部

ア 剣道における心身の健康・安全を守るために、剣道障害の予防・診断・治療等に関する情報をホームページ等で提供し、啓発活動を行う。

イ 剣道具及び竹刀の規格遵守を推進する等、剣道における安全性の確保に努める。

ウ 剣道大会等に医師を派遣し、医科学的支援及び指導を行う。

エ ドーピング防止のための啓発活動を行う。

(10) 女子部

- ア 女性指導者の育成に関する事
- イ 女子剣道の普及推進に関する事
- ウ 各部の事業への支援に関する事
- エ 本号に記載した事項の広報に関する事
- オ 女子部に属する文書の収受、作成、発送及び保管に関する事

(給与)

第5条 事務局職員は有給とし、給与規定内規による。

附則

この規程は、平成27年6月27日から施行する。

附則

この規程は、令和2年3月27日から施行する。

附則

この規程は、令和6年6月23日から施行する。